株主各位

東京都中央区新川一丁目24番4号大 豊 建 設 株 式 会 社代表取締役 大 隅 健 一

第71回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第71回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますのでご通知申し上げます。

本年は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、株主の皆様の安全を最優先に、本株主総会のご来場を極力お控えいただき、書面またはインターネット等により議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

なお、事前の議決権行使にあたり、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、後述の「議決権行使についてのご案内」に従って2020年6月25日(木曜日)午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

- 1. 日 時 2020年6月26日 (金曜日) 午前10時
- 場 所 東京都中央区新川一丁目24番4号 当社本店 2階会議室
- 3. 会議の目的事項
 - **報告事項** 1. 第71期(自2019年4月1日至2020年3月31日)事業報告 及び計算書類報告の件
 - 2. 第71期 (自2019年4月1日 至2020年3月31日) 連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役1名選任の件

4. インターネットによる開示

本招集ご通知に関して提供すべき書類のうち、連結計算書類の連結株主資本等変動計算書、連結注記表及び計算書類の株主資本等変動計算書、個別注記表につきましては、法令及び定款第18条に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(https://www.daiho.co.jp)に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

以上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎総会ご出席者へのお土産はご用意しておりませんのであらかじめご了承いただきますようお願い申し上げます。

◎事業報告、計算書類、連結計算書類及び株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (https://www.daiho.co.jp) に掲載させていただきます。

議決権の行使についてのご案内

株主総会における議決権は、次のいずれかの方法により行使いただく ことができます。

株主総会へのご出席による議決権行使

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、 第71回定時株主総会招集ご通知(本書)をご持参ください。

株主総会開催日時

2020年6月26日 (金曜日) 午前10時



書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の うえ、行使期限までに到着するようにご返信ください。

各議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取扱いいたします。



行 使 期 限

2020年6月25日(木曜日)午後5時30分到着分まで

インターネット等による議決権行使(詳しくは次頁をご覧ください)

当社指定の議決権行使ウェブサイトにアクセスしていただき、画面の案内に従って、 下記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

□ 議決権行使ウェブサイト: https://www.web54.net

行 使 期 限

2020年6月25日 (木曜日) 午後5時30分まで



▶ インターネット等による議決権行使の場合



行使期限

■ 2020年6月25日(木曜日) 午後5時30分まで

当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトにアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり、上記の行使期限までに画面の案内に従って賛否をご入力ください。

議決権行使ウェブサイト

ウェブ行使 https://www.web54.net

- ●書面とインターネット等により二重に議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効といたします。
- ●インターネット等により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効といたします。
- ●議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金(接続料金等)は、株主様のご負担となります。
- ●インターネットのご利用環境によっては、ご利用いただけない場合があります。

インターネットによる議決権行使に関して、ご不明な点が ございましたら、以下にお問い合わせくださいますよう お願い申し上げます。

三井住友信託銀行株式会社 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

60 0120-652-031 (受付時間 午前9時~午後9時)

議決権電子行使プラットフォームのご利用について(機関投資家の皆様へ)

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

<新型コロナウイルス感染症への対応に関するお知らせ>

本株主総会にご出席される株主様は、株主総会開催日現在の感染状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。

また、本株主総会会場において、感染予防のための措置を講じる場合もありますので、何卒ご理解・ご協力のほどお願い申し上げます。

(添付書類)

事業報告

(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、各種政策の効果や雇用・所得環境の改善を背景に緩やかな回復基調で推移したものの、新型コロナウイルス感染症拡大による世界経済の減速懸念が高まり、不透明感が強まる状況となりました。

このような状況の中、当社グループの主要事業であります建設事業におきましては、公共投資は底堅く推移し、民間投資は住宅関連で弱含みではありましたが、企業の設備投資は前年並みの水準を維持する環境となりました。

このような情勢下におきまして、当社の企業グループを挙げて営業活動を行いました結果、連結受注高におきましては、1,664億2百万円(前期比13.8%減)となりました。うち当社受注工事高におきましては、土木工事で774億4千4百万円(前期比1.8%増)、建築工事で528億9百万円(前期比26.9%減)、合計1,302億5千4百万円(前期比12.2%減)となりました。なお、官民別比率は、官公庁工事51.1%、民間工事48.9%でございます。

主な受注工事は、次のとおりであります。

発 注 者	工 事 件 名	施工場所
国土交通省 東北地方整備局	国道7号 今泉第一トンネル工事	秋田県
静	平成31年度 [第30-D4602-01号] (-) 富士由 比線社会資本整備総合交付金(県道橋梁改築) 工事 (新々富士川橋P5,P6橋脚)	静岡県
桃園市政府捷運工程局	桃園捷運緑線GC02標南出土段至G07站 (不含) 間地下段土建統包工程	中華民国
国立大学法人 山形大学	山形大学(米沢)工学部8号館新営その他工事	山 形 県
野村不動産㈱	(仮称) Landport上尾I新築工事	埼玉県
三菱地所レジデンス㈱	世田谷区駒沢3丁目計画新築工事	東京都

また、連結売上高におきましては、1,628億1千1百万円(前期比8.0%増)となりました。うち当社完成工事高におきましては、土木工事で587億5千3百万円(前期比8.9%増)、建築工事で621億5千3百万円(前期比10.6%増)、合計1,209億6百万円(前期比9.8%増)となりました。なお、官民別比率は、官公庁工事56.0%、民間工事44.0%でございます。

主な完成工事は、次のとおりであります。

発 注 者	工 事 件 名	施工場	易所
東日本高速道路㈱	東京外環自動車道田尻工事	千 葉	県
西宮市上下水道局	公共下水道新設(合流貯留管整備その2)工事	兵 庫	県
国土交通省 中国地方整備局	三隅・益田道路新沖田川橋下部工事	島根	県
ナカノ開発プロジェクト特定目的会社	(仮称)ナカノ千葉白井物流センター計画	千 葉	県
㈱グランド東京	(仮称)グランド東京渋谷宇田川町PROJECT新築工事	東京	都
住友不動産㈱	(仮称) 北田辺計画新築工事	大 阪	府

利益面におきましては、連結では経常利益85億7千8百万円(前期比 6.7%減)、 親会社株主に帰属する当期純利益66億4千7百万円(前期比8.2%増)という結果 になりました。うち当社の経常利益で62億3千7百万円(前期比9.9%減)、当期純 利益で51億9千6百万円(前期比9.5%増)という結果になりました。

① 企業集団の受注工事高・完成工事高及び次期繰越工事高

(単位:百万円)

区	分	前期繰越工事高	当期受注工事高	当期完成工事高	次期繰越工事高
土	木	164,337	95,409	77,988	181,758
建	築	100,984	70,251	81,280	89,955
そ (の他	110	741	838	13
合	計	265,432	166,402	160,107	271,727

(注) なお、当期のその他の事業におけるその他の売上高は2,704百万円であります。

② 当社の受注工事高・完成工事高及び次期繰越工事高

(単位:百万円)

区	分	前期繰越工事高	当期受注工事高	当期完成工事高	次期繰越工事高
土	木	134,499	77,444	58,753	153,191
建	築	83,074	52,809	62,153	73,731
合	計	217,574	130,254	120,906	226,923

(2) 設備投資等の状況

当期中に実施しました設備投資は、建物・工事用機械の購入等、総額14億1千8百万円であります。

(3) 資金調達の状況 該当事項はありません。

- (4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況 該当事項はありません。
- (5) 他の会社の事業の譲受けの状況 該当事項はありません。
- (6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況 該当事項はありません。
- (7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況 該当事項はありません。
- (8) 対処すべき課題

今後の我が国経済の見通しといたしましては、新型コロナウイルス感染症の影響 により、当面の間厳しい状況が続くと見込まれます。

建設業界におきましては、政府建設投資は国土強靭化政策拡大を背景に都市部における雨水対策などの防災・減災事業や社会インフラ設備の老朽化対策事業などへの投資が堅調に推移すると見込まれます。また、民間設備投資は新型コロナウイルス感染症の終息が見えない中で世界的に経済活動が抑制され、国内経済にも不透明感が強まり、厳しい状況が続くと見込まれます。

このような状況の中、建設技術者・技能労働者不足の深刻化や資材費等の上昇懸念が残っており、今後も動向を注視する必要があります。また、作業所の週休二日制の実施及び年間5日の有給休暇取得の義務化並びに時間外労働の削減など働き方改革を推進させ、現場技術者や技能労働者の労働環境の改善に努めていかなければなりません。

このような環境の下、当社は2020年度を初年度とする「中期経営計画2020-22年度」を策定しました。本中計を100年企業を目指す当社の事業と利益の基盤づくりと位置づけ、「既存事業への注力」「新事業への参入」「PPP事業への取り組み」を基本的な事業戦略といたしました。

具体的には「既存事業への注力」では、防災・減災事業へのより一層の注力と非住宅事業の強化を図ってまいります。「新事業への参入」では、今後ニーズが高まる分野に焦点を当て、新たな事業として育ててまいります。「PPP事業への取り組み」では、長期的な視点から将来、安定的な収益をもたらす事業として取り組んでまいります。

また、人的資源確保の観点から人材育成と技術伝承を柱に、社員の能力開発、教育・育成及び待遇改善に取り組むとともに、経営の最重要施策として財務体質の充実と株主の皆様に対する安定配当の維持に努めてまいる所存でございます。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますよう何 卒お願い申し上げます。

(9) 財産及び損益の状況の推移

企業集団の財産及び損益の状況の推移

	区	分	第 68 期 (2017年3月期)	第 69 期 (2018年3月期)	第 70 期 (2019年3月期)	第 71 期 (2020年3月期)
受	注	高(百万円)	170,651	154,289	192,963	166,402
売	上	高(百万円)	143,613	149,649	150,777	162,811
経	常利	益(百万円)	10,131	11,248	9,191	8,578
親会	親会社株主に帰属する(百万円) 当期純利益(百万円)		7,037	7,883	6,141	6,647
1 梯	1株当たり当期純利益(円)		81.53	456.24	357.07	395.64
純	資	産(百万円)	49,981	57,908	61,826	64,988
総	資	産(百万円)	129,232	140,561	146,938	152,187

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数によって算出しております。
 - 2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第70期の連結会計年度の期首から適用しており、第69期の連結会計年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっています。
 - 3. 当社は、2018年10月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を実施しております。第69期の連結会計年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定して1株当たり当期純利益を算定しております。

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 重要な親会社との関係 該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

	会	社	名		資	本	金	当社の議決権比率		主	な	事	業	内	容	
						百万	刑	%								
(株)	森	Ę :	本	組	2	,000)	100	土	木	•	Z.	聿	築	I	事

重要な子会社の売上高は378億5千万円、当期純利益は16億3千万円であります。

③ 企業結合の成果

当社の連結子会社は8社であり、当連結会計年度の業績につきましては、売上高1,628億1千1百万円、経常利益85億7千8百万円、親会社株主に帰属する当期純利益66億4千7百万円であります。

(11) 主要な事業内容

当社グループ(当社及び子会社)は、当社(大豊建設株式会社)及び子会社11社(内4社は間接所有によるものです。)で構成され、建設業を主たる業務としています。

当社グループの事業に係わる位置づけは次のとおりです。

(土木事業) 当社は、建設事業のうち土木事業を営んでおり、子会社である(株森本組が土木事業の施工及び施工協力を行っています。

(建築事業) 当社は、建設事業のうち建築事業を営んでおり、子会社である(株本組が建築事業の施工及び施工協力を、タイ大豊(株)(タイ王国)が建築事業を行っています。

(その他の事業) 子会社である大豊不動産㈱が不動産事業を、大豊塗装工業㈱が塗装工事業を、進和機工㈱が建設資材リース業等を営んでいます。

(12) 主要な営業所

当 社 本 店:東京都中央区新川一丁目24番4号

当 社 支 店:北海道支店(北海道) 東北支店(宮城県)

北陸支店(新潟県) 東京土木支店(東京都)

東京建築支店(東京都) 東関東支店(千葉県)

名古屋支店(愛知県) 大阪支店(大阪府)

広島支店(広島県) 九州支店(福岡県)

海外支店(東京都)

㈱森本組:本店(大阪府)

(13) 従業員の状況

当社グループの従業員の状況

	セグメン	トの名称		従 業 員 (人)
土	木	事	業	620
建	築	事	業	511
そ	の他	の事	業	199
全	社	(共	通)	316
	合	計		1,646

(注) 従業員数は就業人員であります。

(14) 主要な借入先の状況

	借入	先		借入金残高(百万円)
(株)	三 井 住	友 銀	行	1,400
(株)	三 菱 U F	J 銀	行	800
(株)	み ず ほ	銀	行	350
ΙΞ	井 住 友 信 🖹	£ 銀 行	(株)	300
(株)	三重	銀	行	300

2. 会社の株式に関する事項

(1)発行可能株式の総数 普通株式 32,000,000株(2)発行済株式の総数 普通株式 17,442,028株

(自己株式583.650株を含む)

(3) 株主数 5.738名

(4) 大株主 (上位10名)

. , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		
株 主 名	持株数(千株)	持株比率 (%)
日本トラスティ・サービス信託銀行㈱ (信託口)	2,321	13.77
日本マスタートラスト信託銀行㈱ (信託口)	1,203	7.14
住 友 不 動 産 ㈱	649	3.85
あいおいニッセイ同和損害保険㈱	621	3.68
日本トラスティ・サービス信託銀行㈱(信託口9)	500	2.97
MSIP CLIENT SECURITIES	485	2.88
第一生命保険機	411	2.44
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	403	2.39
NORTHERN TRUST GLOBAL SERVICES SE,	394	2.34
LUXEMBOURG RE LUDU RE: UCITS CLIENTS 15.315 PCT NON TREATY ACCOUNT		
	254	2.10
NOMURA AYA	354	2.10

(注) 持株比率は、自己株式583,650株を控除して計算しております。なお、自己株式数には「役員向け株式交付信託」制度導入のために設定した日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)が所有する当社株式106,600株を含んでおりません。

(5) その他株式に関する重要な事項

当社は、資本効率の向上及び株主還元の充実を図るため、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定により、2019年5月14日の当社取締役会決議に基づき、2019年5月15日から2019年6月13日の間、市場取引により、300,000株(発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合は1.76%)の自己株式を総額831,406,000円で取得いたしました。

3. 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

	2014年度株式報酬型新株予約権	2015年度株式報酬型 新 株 予 約 権	2016年度株式報酬型 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日	2015年2月13日	2016年2月15日	2017年2月10日
区分	取締役(注1)	取締役(注1)	取締役(注1)
保 有 者 数	4名	5名	5名
目的となる株式の数	19,400株	33,600株	30,600株
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
権利行使時1株当たりの 行 使 価 格 1円		1円	1円
		2016年3月2日から 2036年3月1日まで	
新株予約権の行使の条件 (注2)		(注2)	(注2)

- (注) 1. 社外取締役には交付されておりません。
 - 2. 新株予約権の行使条件
 - ア. 新株予約権者は、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失 した日から1年経過した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。) から9年間に限り、新株予約権を行使することができる。
 - イ. 新株予約権者が、当社の取締役又は執行役員のいずれかに在職している期間中に禁固以上の刑に処せられた場合は、新株予約権を行使できない。
 - ウ. 新株予約権者又はその法定相続人が、当社所定の書面により新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合は、新株予約権を行使できない。
 - エ. 当社取締役会の承諾なく新株予約権を譲渡担保又は質入れその他担保 設定することはできない。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の 状況

当事業年度中の実績はありません。

4. 会社役員に関する事項 (2020年3月31日現在)

(1) 取締役及び監査役の状況

会社における地位	氏 名	担当・重要な兼職の状況
代表取締役執行役員社長	大隅健一	
代表取締役執行役員副社長	多田二三男	安全環境担当兼海外部門担当兼技術部門担当
取締役執行役員副社長	中杉正伸	管理本部長兼コンプライアンス・関係会社・総務事項担当
取締役専務執行役員	森下覚恵	土木本部長
取締役常務執行役員	永田修一	建築本部長
取 締 役	川口哲郎	
取 締 役	垣 鍔 公 良	東京ウィル法律事務所の弁護士
取 締 役	町野静	弁護士法人イノベンティア 弁護士
常勤監査役	木屋善之	
監 査 役	橋本一男	
監 査 役	原田良輔	エイチアールディー株式会社 取締役

- (注) 1. 2019年6月27日開催の第70回定時株主総会において、村田 茂樹及び今井 和美の両氏は任期満了により取締役を退任され、多田 二三男、中杉 正伸、川 口 哲郎及び垣鍔 公良の4氏は取締役に再任されました。また、新たに森下 覚恵、永田 修一及び町野 静の3氏が選任され、それぞれ就任いたしました。
 - 2. 川口 哲郎、垣鍔 公良及び町野 静の3氏は社外取締役であります。
 - 3. 橋本 一男及び原田 良輔の両氏は社外監査役であります。
 - 4. 川口 哲郎、垣鍔 公良、町野 静及び橋本 一男の4氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
 - 5. 木屋 善之氏は、当社内の経理関連部門で経理経験を有し、財務・会計に関する適切な知見を有しております。
 - 6. 当期中の取締役の異動は次のとおりです。

(新) (旧) 取締役 多田 二三男 安全環境担当兼 安全環境担当兼 (2019年4月1日付) 海外部門担当兼 海外部門担当 技術部門担当

7. 2020年3月31日現在の執行役員は以下のとおりであります。

○印は取締役兼務者であります。

役職	氏 名	担 当 業 務
○執行役員社長	大隅健一	
○執行役員副社長	多田二三男	安全環境担当兼海外部門担当兼技術部門担当
○執行役員副社長	中杉正伸	管理本部長兼コンプライアンス・関係会社・総務事項担当
○専務執行役員	森下覚恵	土木本部長
○常務執行役員	永 田 修 一	建築本部長

役 職	氏 名	担 当 業 務
常務執行役員	今 井 和 美	技師長
常務執行役員	松井秀一	大阪支店長
常務執行役員	竹 内 清	東京土木支店長
常務執行役員	田丸裕	土木本部副本部長
常務執行役員	尾形則光	名古屋支店長
常務執行役員	釘 本 実	管理本部副本部長兼経理部長
執 行 役 員	上島明彦	監査室長
執 行 役 員	中村百樹	東京建築支店長
執 行 役 員	池 田 聡	管理本部人事部長
執 行 役 員	浅 田 潤 一	東北支店長
執 行 役 員	高畑真二	建築本部副本部長
執 行 役 員	木 内 孝	東京建築支店副支店長
執 行 役 員	瀬知昭彦	企画室長
執 行 役 員	益田浩史	東北支店副支店長
執 行 役 員	釣 部 敏 雄	海外支店長兼海外現地法人担当
執 行 役 員	小野剛史	管理本部総務部長
執 行 役 員	田中浩一	九州支店長

- (注) 1. 瀬知 昭彦、益田 浩史、釣部 敏雄、小野 剛史及び田中 浩一の 5 氏は、2019 年 4 月 1 日より執行役員に就任いたしました。
 - 2. 村田 茂樹氏は2019年6月27日付で執行役員を退任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び監査役とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく責任限度額は金1,000万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額となります。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

取締役 10名 154百万円 (うち社外取締役 3名 11百万円) 監査役 3名 22百万円 (うち社外監査役 2名 10百万円)

- (注) 1. 当事業年度に係わる報酬等は2019年6月27日開催の第70回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名を含んでおります。
 - 2. 上記の報酬の額には、報酬の対象期間に応じて、複数年にわたって費用を計上する株式報酬制度であります役員向け株式交付信託の当事業年度の費用計上額が含まれております。当事業年度における費用計上額は、取締役5名24百万円(社外取締役は除く。)であります。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等との業務状況及び当社と当該他の法人等との関係 垣鍔公良氏の兼職先である東京ウィル法律事務所と当社とは重要な取引その 他の関係にありません。

町野静氏の兼職先である弁護士法人イノベンティアと当社とは重要な取引その他の関係にありません。

原田良輔氏の兼職先であるエイチアールディー株式会社と当社とは重要な取引その他の関係にありません。

- ② 他の法人等の社外役員の兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係 該当事項はありません。
- ③ 主要取引先等特定関係事業者との関係 該当事項はありません。
- ④ 当事業年度における主な活動状況
 - 1) 取締役会等への出席状況及び発言状況

区分	氏	名	出席状況及び発言状況
取締役	ЛІ 🗆	哲郎	当期開催の取締役会16回のうち全てに出席し、議案審 議等に適宜必要な発言を行っております。
取締役	垣 鍔	公 良	当期開催の取締役会16回のうち15回に出席し、議案審 議等に適宜必要な発言を行っております。
取締役	町野	静	当期開催の取締役会16回のうち就任後開催された11回 全てに出席し、議案審議等に適宜必要な発言を行って おります。
監査役	橋本	一男	当期開催の取締役会16回のうち15回に、また当期開催の監査役会16回のうち15回に出席し、議案審議等に適宜必要な発言を行っております。
監査役	原田	良輔	当期開催の取締役会16回のうち全てに、また当期開催 の監査役会16回のうち15回に出席し、議案審議等に適 宜必要な発言を行っております。

⑤ 当社の子会社において受け取った役員としての報酬等の総額 該当事項はありません。

5. 会計監査人の状況

- (1) 会計監査人の名称 有限責任 あずさ監査法人
- (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額
 - ① 当事業年度に係る報酬等の額

43百万円

② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

58百万円

- (注) 1.当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので①及び②の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。
 - 2.監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠等を確認し、総合的に検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
 - 3.当社の子会社であるタイ大豊株式会社は、当社の会計監査人以外の監査法 人の監査を受けております。
- (3) 非監査業務の内容 該当事項はありません。
- (4) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人である有限責任 あずさ監査法人は、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となっております。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その他その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

- (6) 現に受けている業務停止処分に係る事項 該当事項はありません。
- (7) 過去2年間に受けた業務停止処分に係る事項 該当事項はありません。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において決議しております。

その内容は以下のとおりであります。

- ① 当社の取締役、執行役員および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - 1) 当社は、当社の取締役、執行役員および使用人(以下「役職員」という)が法令、定款その他社内規程および社会通念を遵守した行動を取るため、「大豊建設株式会社企業行動規範」を定め、全役職員に周知徹底させる。
 - 2) 当社は、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他の関係 法令に基づき、内部統制システムを整備し、運用するとともに、法令等に定 められた開示を適時適切に行う。
 - 3) 当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との一切の関係を 遮断するとともに、これら反社会的勢力に対しては、外部専門機関と連携し、 全社を挙げて毅然とした態度で対応する。
- ② 取締役の職務の執行に係る文書その他の情報の保存および管理に関する体制
 - 1) 当社は、取締役および執行役員(以下「取締役等」という)の職務の執行に係る文書その他の情報を法令および文書・記録管理規程に基づき、適切に作成し、保存および管理を行う。
 - 2) 当社は、取締役会議事録および事業運営上の重要事項に関する決裁書類など取締役の職務の執行に関する重要な文書については、取締役等および監査役が必要に応じていつでも閲覧することができるよう保存し、管理する。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、監査室に定期的に日常の業務執行について内部監査を実施させるものとし、調査結果を社長に報告する。なお、業務執行に関して、法令または社内規程等に反するおそれのあるリスクが発見されたときは、監査室長は、直ちに社長および関係部門管理者にその旨報告し、関係部門管理者は、その報告に基づき必要な改善措置をとる。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - 1) 当社は、取締役会で年度経営計画および中期経営計画を定め、取締役等はその目標達成のために効率的に職務執行を行い、定期的にその進捗状況を取締役会において報告する。

- 2) 当社は、業務執行の決定にあたり、法令および取締役会規程、経営会議規程、執行役員会規程等の社内規程に従い、審議の効率化および実効性の向上を図る。
- 3) 当社は、日常の業務執行については、職務執行規程、職制等に従い、業務遂行に必要な職務の範囲および責任を明確にし、役職員に周知徹底させる。
- ⑤ 当社および子会社から構成される企業グループにおける業務の適正を確保するための体制
 - イ 当社の子会社の取締役等の職務執行にかかる事項の報告に関するための体制

当社は、当社および子会社の取締役が出席するグループ役員連絡会等を 定期的に開催し、子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報を把握 するとともに、グループ全体の情報共有化を図る。

ロ 子会社の損失の危険の管理に関する体制

当社は、子会社の事業活動に伴い生じる各種リスクの対応策については、当社が指示する部署において、その対応策を検討し、子会社の取締役等に対する指導を行うほか、災害等の当社および子会社に共通する事項については、対応マニュアルを整備する。

- ハ 子会社の取締役等の職務執行が法令および定款に適合することを確保する ための体制
 - 1) 当社は、グループ各社にそれぞれの規模や業態に応じて、適正数の監査役またはコンプライアンス推進担当者を置くよう指導するとともに、子会社の取締役等および使用人に対し、コンプライアンスの知識を高めるための研修を実施し、コンプライアンス体制の強化を図る。
 - 2) 当社は、グループ役員連絡会等において、グループ全体のコンプライアンスに係る重要事項等につき協議し、情報共有したうえで指導を行うとともに、内部統制システムの基本方針に基づき、内部統制システムの継続的な向上を図る。また、当社は、適宜に当社の顧問弁護士により、当社および子会社の取締役等ならびに使用人に対し研修を行う。
 - 3) 当社は、当社の企業グループ全体に適用される内部通報制度として公益通報者保護規程を定め、外部の弁護士に対して直接通報を行うことができるコンプライアンス・ホットラインを設置する。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該 使用人に関する事項
 - 1) 取締役会は、監査役会監査の実効性を高め、かつ監査業務を円滑に遂行するため、監査役の要請に基づき、監査役会と充分に協議し、監査役会との合意に基づき、監査役の職務を補助すべき使用人を配置する。

2) 監査役の職務を補助すべき使用人を配置する際、当該使用人は専属とし、 監査役の指揮命令のみに服する。また、当該使用人の人事異動、人事評価、 懲戒処分の決定は、あらかじめ監査役会が委任した常勤監査役の同意を必要 とする。

⑦ 監査役への報告に関する体制

- 1) 当社の取締役等は、取締役会、執行役員会等の会議において、監査役に対し、審議事項・決議事項につき、適切な報告を行うために、法令を遵守し、 有効な内部統制の運用および財務内容の適正開示に努める。
- 2) 取締役等は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したとき は、直ちに監査役に報告する。
- 3) 監査役が取締役等の職務の執行に関して意見を表明し、またはその改善を 勧告したときは、当該取締役等は、改善を求められた事項の対応等およびそ の進捗状況を監査役に報告する。
- 4) 当社の子会社の取締役等、監査役および使用人は、職務執行に関して重大な法令・定款違反、若しくは不正行為の事実、又は会社に重大な損失を与える事実、またはその恐れがあることを知ったときは、遅滞なく当社監査役、または当社管理本部長に報告を行い、管理本部長は当社の監査役に報告するものとする。
- 5) 当社は、当社の監査役へ前項の報告を行った当社および子会社の役職員に対し、当該報告したことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社および子会社の役職員に周知徹底する。
- ⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - 1) 監査役は、取締役会に出席するほか、必要と認められる重要な会議に出席する。
 - 2) 当社は、監査役がその職務の執行について、会社法第388条に基づく費用の前払等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、速やかに当該費用または債務を処理する。
 - 3) 当社および子会社の取締役等は、監査体制の実効性を高めるため、監査役の意見を充分に尊重し、監査役の監査に協力する。
 - 4) 監査役は、月1回定期に監査役会を開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、監査実施状況等について情報交換および協議を行うとともに、会計監査人から定期的に会計監査に関する報告を受け、意見交換を行う。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

① 内部統制システム全般

当グループの内部統制システムの整備・運用状況を当社の監査室が把握し改善を進めています。また、監査室は金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制の有効性の評価」を行っています。

② コンプライアンス

当グループでは、不正行為等の早期発見と是正を図るため公益通報者保護規程を定めており、通報者が不利益を受けないようになっています。また、通報処理体制として社内窓口は管理本部総務部長、社外窓口は弁護士事務所と定めております。

当グループでは、年に1度グループの取締役及び使用人を対象に研修を行っています。

③ リスク管理

当グループでは、監査室による定期的な内部監査や契約審査委員会等を実施し、法令・社内規程等に反するおそれのあるリスクについて早期発見に努めています。

また、危機管理マニュアルを策定し、毎年、マニュアルの見直しや災害を想 定した訓練を行っています。

④ 子会社の経営管理

当社の企画室及び監査室は定期的に内部監査等を実施することにより、グループ経営に対応した調査を行っています。また、グループ役員連絡会を適時に実施し、子会社の経営状況等の管理を行っています。

⑤ 取締役の職務執行

「大豊建設株式会社企業行動規範」及び社内規程を制定し、取締役が法令、定款に則り社会通念を遵守した行動を取るように周知徹底しております。また、社外取締役を選任したことで、取締役会等で社外取締役からの発言機会を設けることにより監督機能を強化しております。なお、当事業年度における取締役会は16回開催されております。

⑥ 監査役

監査役は、取締役会への出席や適時に監査を実施することにより、適切な監査を実行しております。

- (3) 株式会社の支配に関する基本方針 当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本 方針については、特に定めておりません。
- (4) 親会社等との取引に関する事項 該当事項はありません。
- (5) 特定完全子会社に関する事項 該当事項はありません。

⁽注) 本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切捨て、比率 は小数点第2位を四捨五入して表示しております。

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位:百万円)

日 金 額 日 金 額 日 金 額 日 金 額 日 6 61,594 1,456 五 五 五 五 五 五 五 五 五	資 産 の	部	負 債 の	部
 流動資金				
資 産 合 計 120,194 負債純資産合計 120,194	流 動現受電完未短立そ貸定形建機工土リ建形発投関長長繰そ貸 を記事事貸替の引産資・ 器 一設 定他 有	99,253 21,303 2,759 1,718 55,827 3,869 603 11,813 1,458 △101 20,940 10,329 4,384 481 146 5,150 10 155 82 10,529 5,494 2,138 1,637 19 883 406 △50	流の大力のでは、大力ので	61,594 1,456 6,793 27,914 1,850 7 947 6,030 13,617 1,698 551 64 662 7,603 3,150 5 4,299 52 96 69,197 Ø So,080 9,039 7,998 7,549 448 34,868 1,105 33,762 4,868 1,105 33,762 6,915 26,722 △1,825 543 372 50,996

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨て表示している。

損益計算書

(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位:百万円)

完成工事高 完成工事原価 完成工事総利益 販売費及び一般管理費 120,906 111,098 9,807	
完成工事総利益 9,807	
販主弗乃が二 砂笠田弗 2.903	- 1
営 業 利 益 6,003	
営業外収益 📗	
受 取 利 息 及 び 配 当 金 343	
その他 72 416	
営業外費用	
支 払 利 息 38	
支 払 保 証 料 50	
支 払 手 数 料 22	
為	
その他 23 182	
経 常 利 益 6,237	
特別 利益 📗	
固定資産売却益 787	
投資有価証券売却益 232 1,019	
特別損失	
固 定 資 産 除 売 却 損 151	
訴訟関連損失 12	
その他 29 193	
税 引 前 当 期 純 利 益 7,062	
法人税、住民税及び事業税 1,949	
法 人 税 等 調 整 額 △83 1,866	
当 期 純 利 益 5,196	

⁽注) 記載金額は、百万円未満を切捨て表示している。

連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位:百万円)

資 産 の	部	負 債 の	部
科目	金額	科目	金額
流動資産	130,730	流動負債	77,130
現金預金	30,294	支払手形・工事未払金等	39,295
受取手形・完成工事未収入金等	80,011	電子記録債務	10,216
電子記録債権	1,718	短 期 借 入 金	1,850
未成工事支出金等	4,596	未払法人税等	1,319
短 期 貸 付 金	13	未成工事受入金	7,335
立 替 金	12,419	預 り 金	13,321
そ の 他	1,763	完成工事補償引当金	1,783
貸 倒 引 当 金	△86	賞 与 引 当 金	801
固定資産	21,456	工事損失引当金	361
有形固定資産	11,180	そ の 他	846
建物・構築物	4,596	固定負債	10,067
機械、運搬具及び工具器具備品	868	長期借入金	3,150
土地	5,547	繰延税金負債	17
リース資産	12	株式給付引当金	52
建設仮勘定	155	退職給付に係る負債	6,043
無形固定資産	113	そ の 他	804
投資その他の資産	10,161	負 債 合 計	87,198
投資有価証券	6,732	10 / 1	の部
長期貸付金	1,639	株主資本	63,401
繰延税金資産	1,154	資 本 金	9,039
その他	688	資本剰余金	7,998
貸倒引当金	△53	利益剰余金	48,188
		自己株式	△1,825
		その他の包括利益累計額	682
		その他有価証券評価差額金	826
		為替換算調整勘定	△19
		退職給付に係る調整累計額	△124
		新株予約権	372
		非支配株主持分 純資産合計	532 64,988
咨 产 仝 玤	152 197	<u> </u>	
資産合計	152,187	具 俱 쐕 貝 性 口 訂	152,187

⁽注) 記載金額は、百万円未満を切捨て表示している。

連結損益計算書

(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位:百万円)

		I	(十四・口/기)/
売 上 高			162,811
売 上 原 価			148,379
売 上 総 利	益		14,432
販売費及び一般管理費			5,921
営 業 利	益		8,511
営 業 外 収 益			-
受 取 利	息	17	
受取配当	金	121	
質 倒 引 当 金 戻 入	額	50	
7	他	75	264
営 業 外 費 用			
支払利	息	36	
支 払 保 証	料	66	
支 払 手 数	料	22	
為替差	損	49	
そ の	他	22	197
経常利	益		8,578
特別利益	_		,,,,,
固定資産売却	益	787	
投資有価証券売却	益	232	
そ の	他	51	1,071
特別 損 失			,,,,,,
固定資産除売却	損	130	
訴訟関連損	失	17	
そ の	他	40	188
税金等調整前当期純利			9,461
法人税、住民税及び事業		2,735	•
法人税等調整	額	△18	2,716
当期 純 利	益		6,744
非支配株主に帰属する当期純利	川益		97
親会社株主に帰属する当期純和	ii益		6,647

⁽注) 記載金額は、百万円未満を切捨て表示している。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月20日

大豊建設株式会社取締役会御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事業所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 田 中 淳 一 回

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、大豊建設株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第71期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示 リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判 断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案する ために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた 会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、 入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は 状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関す る重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注 意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場 合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の 結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況に より、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の 実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に 関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる 事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容 について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき 利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月20日

大豊建設株式会社取締役会御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事業所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 田 中 淳 一 回

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、大豊建設株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大豊建設株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を 作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められ る企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事 項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正 又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書 において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、 不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用 者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示 リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判 断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた 会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する 十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監 督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の 実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に 関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる 事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容 について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第71期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、 以下のとおり報告いたします。

- 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容 (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果 について報告を受け、協議するほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況に ついて報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、影査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況に
 - ついて報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、 子会社の取締役、監査役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて
 - 子会社から事業の報告を受け、説明を求めました。
 ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整体に必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整体と表するとなっている体制の整体に関するという。 及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保 するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理 基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、 必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連 結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表) について検討いたしました。

監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているも のと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認 められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部 統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に 係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

- 会計監査人 有限責任 あずさ監査法人 の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果 会計監査人 有限責任 あずさ監査法人 の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月20日

大農建設株式会社 監査役会

> 屋 常勤監查役 木 善 之 橋 男 (ED) 本 社外監査役

社外監査役 原 \mathbb{H} 良 輔

以

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は長期的発展の礎となる財務体質の充実を図りつつ、安定的な配当の維持及び向上を図っていくことを基本方針としておりますが、第71期の期末配当金につきましては、当期の実績並びに経営環境を総合的に勘案いたしまして、普通株式1株につき100円を配当させていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額 当社普通株式1株につき金 100円 総額1.685.837.800円
- (2) 剰余金の配当が効力を生ずる日 2020年6月29日

第2号議案 取締役1名選仟の件

本総会終結の時をもって、取締役大隅 健一氏は任期満了となりますので、 取締役1名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

1974年4月 当社入社 2002年4月 当社広島支店工事部長 2004年8月 当社東京支店土木部長 2006年4月 当社東京支店副支店長 2007年4月 当社東北支店副支店長 2008年2月 当社東北支店長	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 の株式の数
大 隅 健 - 2010年4月 当社常務執行役員東北支店長 2010年4月 当社取締役常務執行役員東北支店長 2010年6月 当社取締役常務執行役員東北支店長 2012年4月 当社取締役専務執行役員東北支店長 2017年4月 当社代表取締役執行役員副社長 2017年6月 当社代表取締役執行役員副社長 現在に至る	再任 おお すみ けん いち 大 隅 健 一	1974年4月 当社入社 2002年4月 当社広島支店工事部長 2004年8月 当社東京支店土木部長 2006年4月 当社東京支店副支店長 2007年4月 当社東北支店副支店長 2008年2月 当社東北支店長 2008年6月 当社執行役員東北支店長 2010年4月 当社常務執行役員東北支店長 2010年6月 当社取締役常務執行役員東北支店長 2012年4月 当社取締役執行役員東北支店長 2017年4月 当社取締役執行役員副社長東北支店長 2017年4月 当社代表取締役執行役員副社長 2017年6月 当社代表取締役執行役員社長	の株式の数

〔取締役候補者とした理由〕

同氏は、当社での業務経験が豊富にあり、2017年6月から代表取締役執行役員 社長として、強力なリーダーシップを発揮し、経営の指揮を執るとともに取締役会 を適切に運営するなど、当社グループにおいて十分な職責を果たしていることから 引き続き、取締役候補者といたしました。

(注) 取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

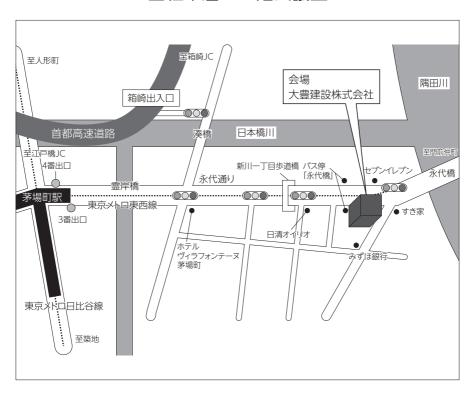
以上

	$\langle \times \rangle$	Ŧ	欄〉
_			
_			
_			
_			
_			
_			
_			
_			
_			
_			

会場案内図

東京都中央区新川一丁目24番4号

当社本店 2階会議室



○東京メトロ 東西線 オ場町駅下車 徒歩10分日比谷線

○都営バス 東京駅丸の内北口バス停 東20系統・東22系統 乗車 永代橋バス停下車 徒歩1分

